

○燕市結婚新生活支援金交付要綱

令和5年7月3日

告示第289号

(趣旨)

第1条 この告示は、結婚に伴う新生活に係る費用を支援することで、新婚世帯の経済的不安の軽減を図り、もって地域における少子化対策の推進に寄与するため、予算の範囲内で燕市結婚新生活支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 市長が別に定める期間内に婚姻届を提出し、受理された夫婦からなる世帯をいう。

(2) 住居費 結婚を機に新婚世帯が市内に居住するための住宅(以下「新居」という。)の取得又は賃貸のために要した費用のうち、次に掲げるものをいう。

ア 建物購入費(新築する場合の工事請負費を含む。)

イ 賃借費(賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。)

ウ リフォーム費用(住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用(倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入並びに設置に係る費用は除く。))

(3) 引越費用 新居への引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯の夫婦の一方とする。

(1) 申請日時点で、夫婦の双方又はその一方が市内の新居に住所を有し、

支援金の交付を受けた日から2年以上継続して市内に居住する意思があること。

(2) 婚姻日(婚姻届が受理された日をいう。)における年齢が夫婦共に39歳以下であること。

(3) 夫婦の前年分の所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。)の合計額から前年に返済した貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の額を控除した額が500万円未満であること。

(4) 夫婦共に市税(市外から転入している場合においては、転入前の市区町村税)を滞納していないこと。

(5) 夫婦のいずれかが、過去にこの制度に基づく支援金の交付を受けたことがないこと。

(6) 夫婦共に燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項第5号の規定にかかわらず、前年度にこの告示による支援金の交付を受けた者であって、その交付額が第5条に定められた上限に達しなかった者は、受給した年度の翌年度に限りこの告示による支援金の交付を受けることができる。

(対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、市長が別に定める期間内に新婚世帯が支払った住居費及び引越費用とする。ただし、夫婦の双方又は一方が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合又は生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める住宅扶助を受給している場合は、当該住宅手当又は住宅扶助の額を控除した額を対象経費とする。

2 前項の住居費のうち、建物購入費及びリフォーム費用の対象経費についての取り扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 夫婦の一方が婚姻前に居住していた住宅に、結婚を機に新たに他方が住所を移転した場合 夫婦の双方の住所が同一となった日以後に支払っ

た費用

- (2) 婚姻日前に新居を購入し、又は新居に係るリフォームを実施した場合
婚姻日から起算して1年以内に結婚を機として購入し、又は実施したリフォームに係る費用

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、対象経費の実支出額に相当する額とし、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 婚姻日時点における夫婦双方の年齢が29歳以下の場合 60万円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 30万円

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に該当する場合は、支給上限額から既に交付された支援金の額を控除した額を限度とする。

3 前2項の規定により算出した支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市結婚新生活支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項に該当する者は、前年度に提出した書類により必要事項が確認できると市長が認める書類について、添付を省略することができる。

(1) 婚姻届受理証明書その他夫婦の婚姻日が確認できる書類

(2) 住民票の写し(夫婦双方の住所が記載されたもの)

(3) 夫婦の所得証明書

(4) 夫婦の市区町村税の納税証明書

(5) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(返済額がある場合に限る。)

(6) 同意書兼誓約書(様式第2号)

(7) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し(住宅を購入、新築又はリフォームをした場合に限る。)

(8) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借する場合に限る。)

(9) 引越に係る見積書その他引越費用が確認できるもの(引越費用がある

場合に限る。)

(10) 住宅手当支給証明書(様式第3号)又は住宅手当の支給金額が分かるもの

(11) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、燕市結婚新生活支援金交付決定通知書(様式第4号)により、支援金を交付することが不適当であると認めるときは、燕市結婚新生活支援金交付不決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに燕市結婚新生活支援金交付変更申請書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、燕市結婚新生活支援金交付変更決定通知書(様式第7号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第9条 交付決定者は、対象経費の支払完了後速やかに、燕市結婚新生活支援金実績報告書兼請求書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 住居費に係る領収書又は支払額が確認できる書類(以下「領収書等」という。)

(2) 引越費用に係る領収書等(引越費用がある場合に限る。)

(3) 家賃納入証明書(様式第9号)(住宅を賃借する場合に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付)

第10条 市長は、前条の実績報告書兼請求書の提出があったときは、速やか

に支援金を交付するものとする。

(調査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付前又は交付後にかかわらず、現地調査を行い、又は申請者に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、燕市結婚新生活支援金交付決定取消通知書(様式第10号)により、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 支援金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) その他この告示に違反する行為があったとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。

(燕市住宅リフォーム助成事業要綱の一部改正)

2 燕市住宅リフォーム助成事業要綱(平成22年燕市告示第281号)を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(燕市空き家・空き地活用バンク事業空き家改修費助成金交付要綱の一部改正)

3 燕市空き家・空き地活用バンク事業空き家改修費助成金交付要綱(平成25年燕市告示第289号)を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(燕市移住家族支援事業補助金交付要綱の一部改正)

- 4 燕市移住家族支援事業補助金交付要綱(平成30年燕市告示第69号)を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱の一部改正)

- 5 燕市まちなか居住支援事業補助金交付要綱(平成30年燕市告示第81号)を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(燕市移住者住宅支援事業補助金交付要綱の一部改正)

- 6 燕市移住者住宅支援事業補助金交付要綱(平成30年燕市告示第106号)を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和6年3月29日告示第108号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の燕市結婚新生活支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に新たに申請を行う支援金について適用し、この告示の施行日前に申請された支援金については、なお従前の例による。

(燕市住宅リフォーム助成事業要綱の一部改正)

- 3 燕市住宅リフォーム助成事業要綱(平成22年燕市告示第281号)を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(燕市空き家・空き地活用バンク事業空き家改修費助成金交付要綱の一部改正)

- 4 燕市空き家・空き地活用バンク事業空き家改修費助成金交付要綱(平成25年燕市告示第289号)を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(燕市移住家族支援事業補助金交付要綱の一部改正)

- 5 燕市移住家族支援事業補助金交付要綱(平成30年燕市告示第69号)を次の

ように改正する。

〔次のよう〕略

(燕市移住者住宅支援事業補助金交付要綱の一部改正)

- 6 燕市移住者住宅支援事業補助金交付要綱(平成30年燕市告示第106号)を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和7年3月31日告示第182号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

燕市長 様

(申請者) 住 所 燕市

氏 名 (署名)

(本人の手書きによらない場合は記名押印)

電話番号：

E メール：

燕市結婚新生活支援金交付申請書

燕市結婚新生活支援金の交付を受けたいので、燕市結婚新生活支援金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助対象者 (前年度からの継続申請の場合は記入不要)

(1) 婚 姻 年 月 日	年 月 日	
(2) 新婚世帯の状況	(夫)	(妻)
生年月日・年齢	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
新居に住民登録した日	年 月 日	年 月 日
世帯の 合計所得額	所 得 額	① 円 ② 円
	夫婦以外の世帯員所得額(該当する場合)	③ 円
	奨学金返済額	④ 円 ⑤ 円
	合 計	(①+②+③-④-⑤) 円

2 支援金申請額

(1) 住 居 費 (購 入)	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額 (A)	円
(2) 住 居 費 (リフォーム)	工事施工年月日	年 月 日
	費用 (B)	円

(裏面へ続く)

(3) 住 居 費 (賃 借)	賃貸借契約年月日	年 月 日		
	家賃等の額 住宅手当の額	～ 月分 (ヶ月分) A	家賃 (月額) 円	住宅手当の額(月額) 円②
			共益費 (月額) 円	
			家賃+共益費 (月額) 円①	
	敷 金	円③		
	礼 金	円④		
	仲介手数料	円⑤		
	賃借料合計 (C) ((①+②)×A +③+④+⑤)	円		
(4) 引 越 費 用	引越年月日	年 月 日		
	引越費用 (D)	円		
(5) その他の補助金等 ※燕市の事業による他の補助金や勤務先からの引越手当等が支給されている場合記入 (住宅手当は住居費(賃借)②に記載)	補助金・手当等の名称			
	交付額 (E)	円		
(6) 対象経費合計額 (F) ※ (A) + (B) + (C) + (D) - (E)		円		
(7) 支援金申請額 上限額：□30 万円 □60 万円		円 (1,000 円未満切り捨て)		

3 添付書類 (本申請に添付する書類に☑を記入)

必須書類	☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し ☐ 夫婦の所得証明書
	☐ 夫婦の住民票の写し (住民票謄本の写し等)
	☐ 夫婦の納税証明書 ☐ 同意書兼誓約書 (第2号様式)
該当者のみ	☐ 貸与型奨学金の返済額が確認できるもの
	☐ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し ☐ 住宅の賃貸借契約書の写し
	☐ 引越費用に係る見積書その他引越費用が確認できるもの
	☐ 会社からの住宅手当が確認できるもの ☐ その他市長が必要と認めるもの

【市処理欄】

申請区分	☐ 新 規	☐ 継 続
補助上限額	□30 万円	前年度支給済額 円
	□60 万円	今年度補助上限額 円

様式第2号 (第6条関係)

同意書兼誓約書
(燕市結婚新生活支援金申請用)

次の各事項について同意及び誓約します。

※各欄に☑を記入

申請者 チェック欄	配偶者 チェック欄	同意・誓約事項
		本支援金の交付に必要な範囲において、申請者及び配偶者の婚姻届又は戸籍、住民票、所得、開業の有無及び市区町村税の納付状況、貸与型奨学金の返済を行っている場合に、市が関係機関へ照会を行うことに同意します。
		本支援金の交付に必要な範囲において、住居費及び引越に係る内容等について、市が関係事業者へ照会を行うことに同意します。
		本支援金の交付日から 2年以上継続 して燕市内に居住します。
		現在、全ての市区町村税について滞納はありません。（転入前の税も含む）
		本制度に基づく補助を過去に受けていません。
		燕市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しておらず、また自らが暴力団員ではありません。
		本支援金における住宅取得、住宅改修の申請において、裏面に掲げる国の補助制度による補助を受けていません。
		申請内容に虚偽又は不正があった場合、速やかに本支援金を返還します。
		※該当事者のみチェック：賃借費について支援金の申請を行う場合 居住した住宅の貸主が、夫婦それぞれの3親等以内の親族ではありません。
		※その他誓約について指示を受けた場合記入

【署名欄】 年 月 日

申請者及び 燕市

配偶者の住所

申請者氏名 (自署)

配偶者氏名 (自署)

裏面に続く

国の補助制度一覧（結婚新生活支援金との併用不可）

- ・こどもみらい住宅支援事業
- ・地域型住宅グリーン事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業
- ・こどもエコすまい支援事業
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・次世代省エネ建材支援事業
- ・既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・住宅エコリフォーム推進事業
- ・住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金
- ・住宅の断熱性向上のための先進的設備導入促進事業

なお、上記以外の補助制度を受けている場合申出をお願い致します。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日
(給与等の支払者)

所在地

名 称

代表者氏名 ⑩

電話番号

住 宅 手 当 支 給 証 明 書
(燕市結婚新生活支援金申請用)

下記の者の住宅手当等支給状況を次のとおり証明します。

記

氏 名			
住 所			
住宅手当等の 支給の有無	有 ・ 無	住宅手当等の 支給額 (月額)	円
支 給 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (継続して支給している場合、支給開始日のみ記入)		

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長 印

燕市結婚新生活支援金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった燕市結婚新生活支援金については、燕市結婚新生活支援金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 住居費（購入）

円
- 2 住居費（リフォーム）

円
- 3 住居費（賃借）

円
- 4 引越費用

円
- 5 支援金交付決定額

円 (1,000 円未満切捨)
- 6 支援金交付決定期間

年 月 ～ 年 月

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長 印

燕市結婚新生活支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった燕市結婚新生活支援金については、燕市結婚新生活支援金交付要綱第7条の規定に基づき、下記の理由により支援金を交付しないことを決定したので通知します。

記

1 交付しないことを決定した理由

年 月 日

燕市長 様

(申請者) 住 所 燕市
氏 名 (署名)
(本人の手書きによらない場合は記名押印)
電話番号
Eメー ル

燕市結婚新生活支援金交付変更申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた燕市結婚新生活支援金について、申請事項を変更したいので、燕市結婚新生活支援金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更の内容				
(1) 住 居 費 (購 入)	契約締結年月日	年 月 日		
	契約金額 (A)	円		
(2) 住 居 費 (リフォーム)	工事施工年月日	年 月 日		
	費 用 (B)	円		
(3) 住 居 費 (賃 借)	賃貸借契約年月日	年 月 日		
	家賃等の額 住宅手当の額	～ 月分 (ヶ月分)A	家賃(月額) 円	住宅手当の額 (月額) 円②
			共益費(月額) 円	
			家賃+共益費(月額) 円①	
	敷 金	円③		
	礼 金	円④		
	仲介手数料	円⑤		
	賃借料合計 (C) ((①-②)×A +③+④+⑤)	円		

(裏面へ続く)

(4) 引越費用	引越年月日	年 月 日
	引越費用 (D)	円
(5) その他の手当等 ※勤務先からの引越手当等 が支給されている場合記入 (住宅手当は住居費(賃借) ●に記載)	手当等の名称	
	支給額 (E)	円
(6) 対象経費合計額 (F) ※ (A) + (B) + (C) + (D) - (E)		円
(7) 支援金申請額 上限額：□30 万円 □60 万円		円 (1,000 円未満切り捨て)
その他の変更事項		
添付書類		

【市処理欄】

申請区分	☐ 新規	☐ 継続
補助上限額	☐ 30 万円	前年度支給済額 円
	☐ 60 万円	今年度補助上限額 円

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長



燕市結婚新生活支援金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった燕市結婚新生活支援金について、
燕市結婚新生活支援金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり変更決定し
たので通知します。

記

- 1

住居費（購入）

円（変更前：

円）
- 2

住居費（リフォーム）

円（変更前：

円）
- 3

住居費（賃借）

円（変更前：

円）
- 4

引越費用

円（変更前：

円）
- 5

支援金交付決定額

円(1,000 円未満切捨)

（変更前：

円）
- 6

支援金変更交付決定期間

年

月

～

年

月

（変更前：

年

月

～

年

月

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

燕市長 様

(申請者) 住所 燕市
氏名
電話番号

㊞

燕市結婚新生活支援金実績報告書兼請求書

年 月 日付で(変更)交付決定を受けた燕市結婚新生活支援金について、燕市結婚新生活支援金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。
併せて、下記のとおり支援金の交付を請求します。

記

1 支援金交付(変更)決定額 _____ 円

2 補助対象経費の支出内訳 (「燕市結婚新生活支援金交付(変更)申請書」のとおり)

住居費	購入費	円
	リフォーム費用	円
	賃借費	円(年 月～ 年 月分)
引越費用		円
対象経費合計額 (1,000円未満切り捨て)		円

3 振込先

フリガナ						
口座名義						
金融機関名	銀行 ・ 農協 ・ 労働金庫 信用組合 ・ 信用金庫					
支店・支所名	本店 ・ 支店 ・ 支所					
口座種類	普通 ・ 当座					
口座番号	※右詰めで記入願います					

添付書類	☐ 住居費に係る領収書等
	☐ 家賃納入証明書
	☐ 引越費用に係る領収書等
	☐ (初回提出時のみ)金融機関の通帳の写し
	☐ その他必要と認める書類 ()

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

燕市長 様

(貸主又は管理者) 住 所
法 人 名
氏 名 ⑩
電話番号
(法人の場合は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

家賃納入証明書

下記の者に賃貸している住宅について、期間内に家賃の未納がないことを証明します。

記

借主氏名	
賃貸住宅の住所	燕市
賃貸住宅の名称 と部屋番号	
証明期間	年 月 ～ 年 月 (カ月分) (A)
家賃、共益費(①)	月額 円 ※駐車場使用料、自治会費等その他費用を除く。
初期費用(②)	円 ※敷金、礼金、仲介手数料、保証金等これに類する費用
補助対象合計額 = (A×①) + ②	円

様式第10号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長



燕市結婚新生活支援金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した燕市結婚新生活支援金については、燕市結婚新生活支援金交付要綱第12条の規定に基づき、下記の理由により交付決定を取り消したので通知します。

記

1 交付決定を取り消した理由

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第9条関係)

様式第9号(第9条関係)

様式第10号(第12条関係)